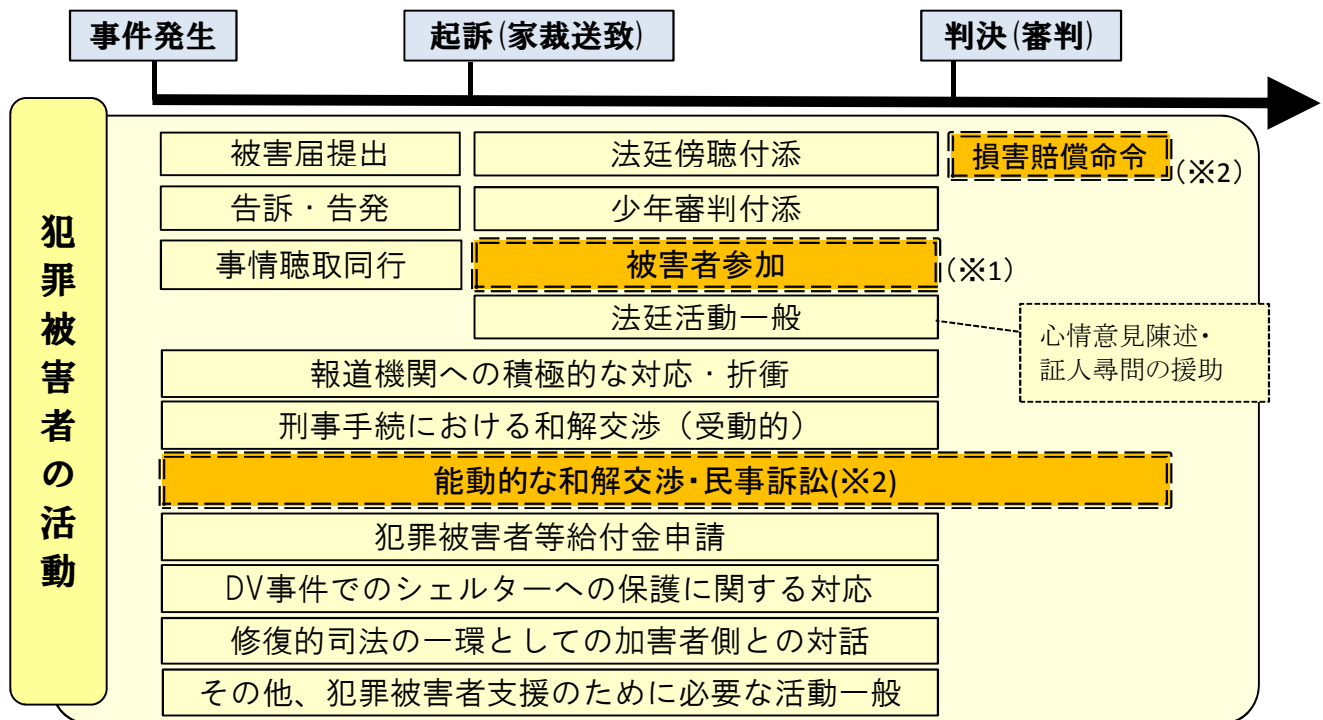


国費による被害者法律援助制度の創設を

犯罪被害は国民の誰にでも起こり得るものであり、犯罪被害に遭った人たちを、国民全体で支えていくことが本来あるべき姿です。しかし現在、被害者法律援助制度の費用は、弁護士等が負担しています。そこで、私たちは、**国費による被害者法律援助制度の創設**を求めます。

1 国費負担の欠如



国費負担⇒ **能動的な和解交渉・民事訴訟(※2)** のみ

そのため

- ※1 被害者参加自体に、対象事件、参加することができる者、活動内容に限定あり
- ※2 損害賠償命令、和解交渉、民事訴訟については民事法律扶助があるが、民事事件に限られ、しかも、償還・勝訴の見込み等が必要（相手方に財産がないと援助されない場合がある）

能動的な和解交渉・民事訴訟(※2) ⇒ 援助制度で実施

資力要件の下
法律相談：無料
利用開始：受任者の持ち込みのみ(弁護士が判断)
償 還：なし

現在

弁護士の特別会費
+
寄付(贖罪・篤志家)

国費の投入を

2 法律相談の援助

法律相談の実施→援助の必要性・相当性を判断 cf. 被疑者国選の私選紹介
事件後に自費負担での相談を強いることは不当

⇒ 無料法律相談制度の創設